

観閲式における観閲官（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官等）の答礼要領に関する通達

昭和36年3月3日 空幕発総第86号（14）

改正 平成元年3月15日 空幕総第144号（10）
平成19年1月9日 空幕総第8号

全部隊長
全機関の長 殿
全基地司令

航空幕僚長の命により
総務課長

標記について、別添のとおり定められたから通達する。

別添

観閲式における観閲官（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官等）の答礼要領について

1 栄誉礼

観閲官は、観閲部隊の中央前方（あらかじめ準備）に位置し、観閲部隊から栄誉礼を受け、これに対し答礼を行なう。

答礼は、指揮官の「捧げ銃」の号令があり、指揮官自らも敬礼したのち、帽子を左胸にあてて行ない、音楽「栄光」の終了直後（「立て銃」の号令の直前）もとの姿勢に復する。

2 巡 閲

- (1) 観閲官は、指揮官の先導により部隊の右翼から巡閲する。
- (2) 観閲部隊内の各中隊（大隊）は、観閲官が中隊（大隊）の右約6歩に近づいたとき中隊長（大隊長）の号令により「頭右」の敬礼を行な

い、中隊（大隊）の左約6歩にはなれたとき「直れ」を令する。

(3) 観閲官は、前号の敬礼に対し答礼を行なう。

答礼は、指揮官の「頭右」の号令があり、指揮官自らも敬礼したのち、帽子を左胸にあてて行ない、適宜（あまり長くならないように）もとの姿勢に復する。

(4) 指揮官（先導者）は、全部隊の巡閲を終つたときは、観閲官に対し指揮者のみの敬礼を行なう。観閲官は、これに対し(3)に準じ答礼を行なう。

3 観閲行進

(1) 観閲部隊の各中隊は、中隊長が観閲官の前方約6歩手前に来たとき中隊長の号令により「頭右」の敬礼を行ない、中隊の後尾が観閲官から約6歩を過ぎたとき「直れ」を令する。

(2) 観閲官は前号の敬礼に対し答礼を行なう。答礼の要領は、2の(3)（巡閲の場合）に準ずる。

(3) 指揮官は、観閲行進が終つたときは、観閲官に対し指揮者のみの敬礼を行なう。観閲官はこれに対し2の(3)に準じ答礼を行なう。

(4) 観閲行進終了後、再び1に準じ榮譽礼を受ける。（ただし、場合により省略することがある。）